

健康・福祉関係

件 名	西白井駅前喫煙について
内 容	長年問題になっている駅前の喫煙問題について、駅前複合センターを利用する喫煙者にあたっては、複合センター前や隣の駐輪場で喫煙する方が散見されます。 若い世帯の誘致をする上では優先的に改善に取り組むべきではないでしょうか？市長の見解をお聞かせください。
回 答	西白井駅前での喫煙につきましては、これまでも同様の御意見を頂いており、西白井複合センターなど市の施設の他、店舗等にも御協力いただき、受動喫煙防止を呼び掛けるポスターを掲示する等、周知・啓発に取り組んでいるところです。 市では、これらの現在取り組んでいる対策に加え、さらなる対策として、令和7年3月に「白井市路上等における受動喫煙の防止に関する条例」を制定し、令和7年10月1日から施行することといたしました。 この条例では、「路上等」を「市内の道路、公園その他公共の場所」と定義し、受動喫煙を生じさせないように配慮することを市民等の責務として定めています。また、白井駅、西白井駅両駅から概ね半径200メートル以内の公道、市営駐輪場等を受動喫煙防止の「重点区域」に指定して喫煙を禁止し、同区域において喫煙している者に対し必要な指導を行い、これに従わなかった者には、過料を科すこと等を定めております。 受動喫煙防止対策の実効性を高めるため条例施行と併せて、西白井駅周辺については、市として商店街裏駐車場の中古車販売店側に分煙施設を設置し、喫煙者に分煙施設での喫煙を促し、受動喫煙防止が図られるようにします。 なお、現在、商店街裏に設置されている灰皿等につきましては、撤去していただく予定となっています。 今後も引き続き市民の望まない受動喫煙を防止することを目的に、受動喫煙防止対策に努めて参りますので、御理解、御協力いただけますと幸いです。 （関係課：健康課）

件 名	共同親権に関する民法改正の周知徹底および自治体ホームページでの情報掲載について
内 容	来年2026年5月に施行が予定されている、いわゆる「共同親権制度」に関する民法改正について、昨年2024年12月23日付で文部科学省より各都道府県および教育委員会宛に通知が送付されたと承知しておりますが、現時点において、その周知が十分に進んでいません。 本改正法は、親同士の協議と合意形成を促し、子どもの最善の利益を中心とした共同養育の実現をめざす制度改革です。 市ホームページ上での通知・周知徹底をお願い申し上げます。
回 答	共同親権に関する民法改正の周知等につきましては、養育費の確保、親子交流及び各種支援等、こどもの最善の利益が確保されるよう、市ホームページへの情報掲載等、適切な広報により、制度の趣旨や内容等の啓発に努めてまいります。 （関係課：子育て支援課）